

通帳・キャッシュカードの譲り渡しは犯罪！ ～譲り受ける行為も禁止～



不正に利用する目的で、口座開設や通帳等の譲渡等をする、法律違反になり、懲役刑や罰金といった厳しい処罰が科せられます。

- 不正に利用する目的で自分名義の口座を開設した
→詐欺罪(刑法)
- 他人や架空の名義で、口座を開設した
→詐欺罪(刑法)
- 不正な手続きにより、他人名義の通帳等を入手した
→通帳等の譲受罪(犯罪収益移転防止法)
- 不正に利用されることを知って、自分名義の通帳等を他人に譲渡した
→通帳等の譲渡罪(犯罪収益移転防止法)
- インターネット等で口座を買いますなどと働きかけた
→通帳等の誘引罪(犯罪収益移転防止法)



NO!

ヤミ金融などで、返済の代わりに通帳・キャッシュカードを送るよう指示されたので、口座を開設して送った

小遣い稼ぎのために使わなくなった通帳・キャッシュカードを売った

このような行為は
犯罪です!!

先輩に通帳・キャッシュカードを貸して欲しいと頼まれたので貸した

不正に入手した通帳やキャッシュカードは、犯人グループがオレオレ詐欺などの特殊詐欺に悪用したりします。
また、詐欺等の犯罪に使用された口座は凍結されて、その後、口座が開設できなくなる場合があります。